

大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する要綱（休業要請外支援金支給要綱）

（趣旨）

第一条 知事は、大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第82号。以下「規則」という。）第10条に基づき、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援することを目的とした大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（支給の対象者等）

第二条 規則第2条第2号ニに定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、職員の数が100人以下であるものに限る。

- 一 医療法人
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人

（経常収入額）

第三条 規則第2条第3号に定めるところにより算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法人税法第二条第一項第三十一号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額
- 二 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- 三 前二号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
 - イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
 - ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
 - ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益
- 四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

（特別の理由がある場合の経常収入額の算出）

第四条 規則第2条第3号の特別の理由がある場合に知事が別に定める額については、次の各号に掲げる方法により算出する額とする。

- 一 平成31年4月1日から同月30日までの期間に一定期間休業し、事業を再開した日が令和2年3月31日までである事業者の場合、規則第2条第3号ロからトの開業日を事

業を再開した日と読み替えて算出する額

- 二 前号に定めるもののほか、特別な事情がある場合にあっては、知事が認める方法で算出する額

(支援金の支給の申請等)

第五条 規則第3条第1項に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 休業要請外支援金申請書(様式第1号)
 - 二 誓約・同意書(様式第2号)
 - 三 専門家による申請書類事前確認書(規則第3条第2項に定める個人事業主に限る。様式第3号)
 - 四 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類は、知事に対し、次の各号に掲げる期限までに提出するものとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付印が押印されているものは有効とする。
- 一 Web事前受付を令和2年7月7日までに完了した者 同月14日
 - 二 Web事前受付を令和2年7月7日までに完了しなかった者 同月7日
 - 三 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する要綱第6条第2項に規定する不支給の決定を受けた者 令和2年7月7日又は支援金不支給決定通知書が到達した日の翌日から起算して20日を経過する日のいずれか遅い日
- 3 審査後の申請書類は返却しないものとする。
- 4 知事は、規則第3条第1項の申請に先立ち、申請者情報及び誓約・同意事項等をインターネットによる登録を求めるものとする。

(支援金の額等)

第六条 支援金の額は、1事業者当たり中小企業その他の法人(以下「中小法人」という。)

は50万円、個人事業主は25万円とする。ただし、府内に複数事業所を有する場合は、1事業者当たり中小法人は100万円、個人事業主は50万円とする。

- 2 支援金の支給は、1事業者当たり1回に限るものとする。
- 3 知事は、予算の範囲内で、支援金を支給するものとする。

(支払)

第七条 知事は、支援金の支給を決定したときは、公益財団法人大阪産業局を通じて、支援金を支払うものとする。

(支援金の支給の決定の通知)

第八条 規則第5条の支援金の支給決定の通知は、事業者への支援金の入金をもって行うものとする。

- 2 知事は、規則第5条に基づき支援金の不支給を決定したときは、支援金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(届出義務)

第九条 規則第5条の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条第1号から第5号のいずれかの要件を満たしていないことが明らかとなったときは、支援金支給要件欠如届出書(様式第5号)により、速やかに知事に届け出るものとする。

(申請の取下げ)

第十条 規則第3条第1項の申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、大阪府休業要請外支援金申請取下書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(調査等)

第十一条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月13日から施行し、改正後の大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する要綱の規定は、令和2年6月1日から適用する。

この要綱は、令和2年7月9日から施行し、改正後の大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する要綱の規定は、令和2年6月1日から適用する。ただし、様式については、同年7月8日から適用する。